

## 野田市の住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（<sup>1</sup>世帯あたり10万円）のご案内 受給には手続きが必要です

- ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です
- ・ 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯員全員が令和3年度  
「**住民税均等割が非課税**」の世帯  
（令和3年12月10日の状況）

令和3年1月以降の収入が減少し  
「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯  
（家計急変世帯）

### 確認書が届きません（要返送）

【確認書返送受付期間】

2月9日水～5月6日金（当日消印有効）

確認書記載のQRコードでオンライン申請も  
できます（一部申請が必要な場合あり）

（裏面へ続く）

### 申請が必要です

【申請期間】

2月9日水～9月30日金（当日消印有効）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請  
してください

市役所・関宿支所などで申請書を配布

（裏面へ続く）

世帯員全員が令和3年度  
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し  
「住民税非課税相当」の収入となった世帯  
(家計急変世帯)

## 給付金の支給手続き

### ●世帯員全員が令和3年1月1日以前から 市内在住の場合

野田市が確認書を発送。届いたら①振込口座番号と②住民税が課税されている他の親族からの扶養を世帯全員が受けていないことを確認して、**確認書を野田市に返送してください。**

### ●世帯員の中に令和3年1月2日以降に野 田市に転入した方がいる場合

野田市で確認できる非課税世帯には確認書を発送。**確認書を野田市に返送してください。**  
**それ以外の方が給付金を受け取るには、申請が必要です。**申請書に必要事項を記入し必要書類と一緒に郵送か直接提出してください。

## 給付金の支給手続き

住民税非課税相当とは、世帯員全員の各年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12月)が住民税均等割非課税水準以下であること

※年間給与収入の目安額

単身世帯：96.5万円以下

2人世帯(1人扶養)：146.9万円以下

**給付金を受け取るには、申請が必要です。**

申請書に必要事項を記入し必要書類と一緒に郵送か直接提出してください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少で給付金を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意！

自宅や職場などに野田市などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、野田警察署(☎7125-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください

## 【申請】

野田市役所8階エレベーターホール脇特設窓口・  
平日8時30分～17時15分(3月13日☐までは☐☐☐も開設)

## 【問合せ】

野田市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター・  
☎0120-718-538(フリーダイヤル)・平日8時30分～17時15分  
※1月31日開設予定(3月13日☐までは☐☐☐も開設)